

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

- 長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例施行規則
- 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
等の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 長崎県技能会館条例施行規則を廃止する規則

所管課（室）名

人 事 課

障 害 福 祉 課

雇 用 労 働 政 策 課

◎ 告 示

- ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての
同意成立（2件）

水 産 経 営 課

規 則

長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例施行規則をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第36号

長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例（令和7年長崎県条例第28号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（内申）

第2条 次の各号に掲げる職員について、条例第2条の規定により賞じゅつ金を支給することが相当であると認められる事実があったときは、当該各号に定める者は、速やかに知事に賞じゅつ金の支給を内申するものとする。

(1) 警察職員 警察本部長

(2) 警察職員以外の県に勤務する職員

ア 知事部局の職員 部局長

イ 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員 教育委員会教育長

ウ 議会事務局、人事委員会事務局、監査委員会事務局及び労働委員会事務局の職員

各事務局長

エ アからウまでに該当しない職員 アからウまでに規定する者に準ずるもの

(3) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員

教育委員会教育長

2 前項の規定による内申は、様式第1号による賞じゅつ金支給内申書に、履歴書及び次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 殉職者賞じゅつ金を申請する場合

ア 死亡診断書その他職員の死亡を証明する書類

イ 殉職者賞じゅつ金を受けることができる者の本籍及び職員との続柄について記載された市町村長が発行

する戸籍謄本

ウ 殉職者賞じゅつ金を受けることができる者が、婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類

エ 殉職者賞じゅつ金を受けることができる者が、配偶者（ウに該当する者を含む。）以外の者であるときは、先順位の者のないことを証明する書類及び職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を証明する書類

オ 現場見取図、写真、現認書、その他事実を確認し得る書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 障害者賞じゅつ金を申請する場合

ア 医師の診断書その他職員が有することとなった障害の等級を証明する書類

イ 現場見取図、写真、現認書、その他事実を確認し得る書類

ウ その他知事が必要と認める書類

(3) 傷病者賞じゅつ金を申請する場合

ア 医師の診断書

イ 現場見取図、写真、現認書、その他事実を確認し得る書類

ウ その他知事が必要と認める書類

（支給及び通知）

第3条 賞じゅつ金は、知事が支給する。

2 知事は、前条の規定により賞じゅつ金支給の内申があったときには、別に定めるところにより設置する長崎県職員賞じゅつ金審査会の審議を経て、賞じゅつ金の支給額及び被支給者を決定する。

3 知事は、前項の規定により賞じゅつ金の支給を決定したときには、その旨を、様式第2号の賞じゅつ金支給決定通知書により、内申者に通知する。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

長崎県知事 様

内申者 職名 氏名
(公 印 省 略)

賞じゅつ金支給内申書

下記の者は、長崎県職員賞じゅつ金の支給に関する条例第2条の規定により賞じゅつ金支給の対象となると認められるので、賞じゅつ金を支給されたく内申します。

記

- 1 賞じゅつ金の種類
- 2 危害又は災害を受けた職員
 - (1) 所属名・職名（階級）・氏名・年齢
 - (2) 生年月日・採用年月日
- 3 危害又は災害を受けた日時、場所及び状況等
- 4 功労の概要及び部内外に与えた影響
- 5 障害及び傷病の程度（1が障害者賞じゅつ金又は傷病者賞じゅつ金である場合に限る。）
- 6 遺族の状況（1が殉職者賞じゅつ金である場合に限る。）
住所・氏名・続柄・年齢
- 7 所属長の意見

備考

- ・4の功労の概要及び部内外に与えた影響は、具体的かつ詳細に記載すること。
- ・必要により行の追加を行うこと。

様式第2号（第3条関係）

第 年 月 日
号

（ 内 申 者 ） 様

長崎県知事
（公印省略）

賞じゅつ金支給決定通知書

年 月 日付けで内申があった賞じゅつ金については、下記のとおり支給することを決定したので、通知する。

記

1 賞じゅつ金の種類

2 支給額
金 円也

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第37号

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和6年長崎県規則第9号）第7条の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章 略 第5章の2 就労選択支援（第16条の2・第16条の3） 第6章～第10章 略 附則 （職員の基準） <u>第16条の2 条例第62条の4第2項に規定する規則で定める就労選択支援事業所の職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> （1）管理者 1 （2）就労選択支援員 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。 3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 （準用） <u>第16条の3 略</u>	目次 第1章～第5章 略 第5章の2 就労選択支援（第16条の2） 第6章～第10章 略 附則 （準用） <u>第16条の2 略</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県技能会館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第38号

長崎県技能会館条例施行規則を廃止する規則

長崎県技能会館条例施行規則（昭和48年長崎県規則第65号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第368号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
石田町加入区	第2号漁業区分

長崎県告示第369号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和7年7月15日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
新魚目町第1加入区	小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）及び大型定置漁業区分

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通（八二四）
二二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト